

# 一般社団法人広島県病院薬剤師会 表彰規程

## (目的)

第 1 条 一般社団法人広島県病院薬剤師会（以下、本会）の表彰規程を以下のように定める。

## (被表彰者)

第 2 条 本会被表彰者は、本会会員で、次の各項に該当するものとする。

### (1) 会員表彰

- ・本会役員・委員として永年活動し、本会の運営・各委員会の活動に寄与した者
- ・薬剤師の地位、又は学問、技能の向上に貢献した者

### (2) 論文表彰

- ・臨床薬学・病院薬学の向上に著しい業績のあった者

### (3) その他

## (選考委員会)

第 3 条 選考委員会は、本会会長、副会長、学術・教育研修委員会委員長、会員委員会委員長、広報委員会委員長、庶務担当の理事のうち1名によって構成する。

## (表彰時期)

第 4 条 本会表彰は、本会総会時、これを行う。

## (表彰状)

第 5 条 表彰状対象者の推薦は、被推薦者が次のすべてを満たしている場合に行うことができる。

- (1) 推薦する年度の4月1日時点において正会員または特別会員であること
- (2) 別表による点数評価において20点以上を満たす者

第 6 条 表彰状対象者の表彰は、会員委員会からの候補者の報告に基づき、選考委員会による審査、理事会の承認を得たものに行う。

第 7 条 表彰状対象者の表彰に当たっては、賞状及び記念品を贈呈するものとする。

## (感謝状)

第 8 条 感謝状対象者の推薦は、被推薦者が次のすべてを満たしている場合に行うことができる。

- (1) 推薦する年度の4月1日時点において正会員または特別会員であること
- (2) 別表による点数評価において10点以上を満たす者

第 9 条 感謝状対象者の表彰は、会員委員会からの候補者の報告に基づき、選考委員会による審査、理事会の承認を得たものに行う。

第 10 条 感謝状対象者の表彰に当たっては、賞状及び記念品を贈呈するものとする。

(各種専門・認定薬剤師ならび学位（博士）)

第 11 条 各種専門・認定薬剤師ならび学位（博士）対象者の推薦は、被推薦者が次のすべてを満たしている場合に行うことができる。

- (1) 推薦する年度の 4 月 1 日時点において正会員または特別会員であること
- (2) 推薦前年度に新規取得し、自己申請したものであること。ただし、認定団体の都合により自己申請の締切りに間に合わない場合に限り、推薦前々年度に取得したものと認めることがある。

2 表彰対象となる各種専門・認定薬剤師は、本会理事会で定める。

第 12 条 各種専門・認定薬剤師ならび学位（博士）の表彰は、庶務担当からの候補者の報告に基づき、選考委員会による審査、理事会の承認を得たものに行う。

第 13 条 各種専門・認定薬剤師ならび学位（博士）の表彰に当たっては、賞状及び記念品を贈呈するものとする。

(優秀論文)

第 14 条 特別優秀論文賞、最優秀論文賞ならびに優秀論文賞の推薦は、被推薦者がそれぞれの条件を満たしている場合に行うことができる。

- (1) 推薦する年度の 4 月 1 日時点において正会員または特別会員であること
- (2) 特別優秀論文賞は、日本病院薬剤師会雑誌において推薦前年度に受賞した論文であること
- (3) 最優秀論文賞ならびに優秀論文賞は、推薦前年度に「広島県病院薬剤師会誌」に掲載された原著論文のうち、特に優れたものであること

第 15 条 特別優秀論文賞、最優秀論文賞ならびに優秀論文賞の表彰は、広報委員会からの候補者の報告に基づき、選考委員会による審査、理事会の承認を得たものに行う。

第 16 条 特別優秀論文賞、最優秀論文賞ならびに優秀論文賞の表彰に当たっては、賞状及び記念品を贈呈するものとする。

(定めのない事項および改廃)

第 17 条 本規程に定めない事項、及び本規程の改廃は理事会において行うことができる。

## 附則

1. 1989年改正
2. 1998年改正
3. 2003年改正
4. 2012年改正
5. 2018年改正（一般社団法人への移行に伴う改正）
6. 2023年2月改正
7. 2023年6月改正
8. 2023年11月改正

別表

役員・役職名	任期1年間当たりの点数
会長	5点
副会長・専務理事	4点
支部長・常任理事	3点
理事・監事	2点
委員	1点
日本病院薬剤師会代議員	1点
総会議長	1点

注：県病薬の役員とは、「県病薬会長、同副会長、同専務理事、同常務理事、同理事・監事、日本病院薬剤師会代議員」を言い、役職とは「同委員、総会議長」を言う。

\* 12ヶ月を1年とする。

同一年に役員・役職が重複する場合は最優位の点数のみ算定できる。